

第3次平戸市総合計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第3次平戸市総合計画策定業務

2 本業務の目的

本市では、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間とする「平戸市未来創造羅針盤（第2次平戸市総合計画）（以下「第2次計画という。」）」を策定し、「夢あふれる 未来のまち 平戸」を未来像として、第2次計画に掲げた目標達成に向け、各種施策を推進してきた。

第2次計画は、まちづくりの目標や基本的施策等の大綱である「基本構想」、基本構想に基づき具体的施策の方向性を定める「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事務事業に関する予算編成の指針となる「実施計画」の3層構造としているが、令和10年度以降の第3次平戸市総合計画（以下「総合計画」という。）においては、本市が目指す長期的なまちづくりの一貫性の確保と市民にとってより分かりやすい計画を目指すこととし、「基本構想」と「実施計画」からなる2層構造とする策定方針としている。

新たな構造となる総合計画は、国際目標であるSDGsや国の地方創生2.0基本構想をはじめ令和8年夏頃に策定が予定されている地域未来戦略等の考え方も組み込んだものとする必要がある。また、総合計画は、行政活動の全分野にまたがる計画であることから、平戸市総合戦略を包含するとともに、各部課等所管の個別計画との整合性を保った最上位計画として位置づけ策定し、総合的かつ計画的な行政を推進することを目的とする。

これらを踏まえ、令和10年度から令和19年度までの10年間の計画期間とする総合計画を策定するもの。

3 基本条件

(1) 総合計画の構成

① 基本構想

※現行基本計画における基本方向、基本施策、主な取り組み等を包含する。
併せて、平戸市総合戦略を包含する。（当委託業務により策定。）

② 実施計画

※令和10年度より新様式を用いる。（当委託業務により作成。）
毎年度、市が作成するもの。

(2) 計画期間

基本構想 令和10年度から令和19年度までの10年間

4 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和10年3月24日頃まで

5 委託業務のスケジュール（予定）

項目	年月
市民アンケート（分析等含む）	令和8年7月～10月
第2次平戸市総合計画評価検証	令和8年7月～10月
各種会議（総合計画審議会等）	令和8年8月～令和9年9月
総合計画審議会による市長への答申	令和9年4月
パブリックコメント	令和9年5月～6月
議会への議案上程	令和9年9月
計画策定・印刷製本	令和9年10月～12月

※計画策定の進捗状況により年月は前後する場合があります。

6 委託業務の内容（令和8年度及び令和9年度）

委託業務は、「総合計画」の策定に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

なお、当該委託業務は、「総合計画」の策定に必要なと思われる想定事項を明記しており、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整する場合があります。

(1) 基礎調査と分析

①本市の現状や本市を取り巻く社会情勢の調査と分析

②個別計画に係る分析及び総合計画との整合をとるための整理

③人口や産業構造などの将来推計と分析

※総合計画掲載用として1～4ページ（年齢三区分別人口推移・人口割推移・推計グラフほか）

(2) 市民の意向把握（アンケート調査実施）

【対象】市民（18歳以上）3,000人・16項目程度、
中学生650人・高校生500人・各8項目程度

【回収数】市民 3,000人×回収率50%=1,500件（見込み）
中学生650人・高校生500人×回収率100%=1,150件（見込み）

①調査結果の入力（中・高校生分はデータで提供）及び集計

②調査結果の分析と報告書作成（満足度等の分布図等を含む）

※アンケート調査票、封筒の印刷及び発送・回収に要する通信運搬費は、市で負担。

(3) 現行計画の評価と検証

①現行計画における各種施策の評価と検証

②評価・検証における各課ヒアリング等への支援（5日程度）

(4) 基本構想の骨子作成

現行計画のまちづくり構想を踏まえ、市民の意識調査結果や各種会議等により平戸市に相応しい基本理念、構想及び将来像を整理し、骨子を作成する。

(5) 基本構想の素案作成

各種会議等から提案されたまちづくりに関するアイデアや事業、施策等を勘案し、素案を作成する。また、市民の意識調査結果や各種会議等から提案されたまちづくりに関するアイデア、事業、施策等を勘案し作成する。

(6) 総合計画への総合戦略の包含

まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を総合計画に包含し作成する。

(7) 平戸市総合計画審議会等の各種会議の運営に関する支援

①会議運営

②会議への出席と助言

- ・総合計画審議会 4回
- ・基本構想起草委員会 4回
- ・企画委員会（庁内会議） 4回
- ・検討委員会（庁内会議） 2回
- ・総合戦略推進委員会 2回
- ・各種打合せ等

※計画策定の進捗状況により会議回数は増減する場合がある。

③関連資料の作成

④意見の整理と分析

(8) パブリックコメントに関する支援

基本構想に係るパブリックコメント用資料の作成・コメント分析整理等の支援

(9) 市民意見の反映に関する支援

計画への市民意見の反映に関する支援（手法の検討支援等）

(10) 実施計画テンプレートの検討及び作成

市が毎年度作成する実施計画について、現行の実施計画及び総合戦略評価シートを踏まえ、令和10年度から使用する実施計画テンプレート（エクセル形式）の作成を行う。

(11) 計画のデザイン及び印刷

パブリックコメント後のデータにより誰もが見やすいデザイン及びレイアウトを作成し、印刷を行う。

①計画書の印刷製本

- ・総合計画本編 1,300部
A 4版、約100ページ、カラー4色刷り
表裏紙 マットコート110～135kg程度、ページ紙マットコート70kg以上
- ・総合計画概要版 13,000部
A 4版、約20ページ、カラー4色刷り、マットコート110～135kg程度

※本編及び概要版については、いずれも適宜写真やイラスト等を加える。

(12) その他

総合計画の策定に関して必要と認められる業務

7 成果品

上記6に係るデータ一式。(ワード又はエクセル形式及びPDF形式。以下データについては同様。)なお、各データは印刷の原稿となるように編集済のもの。例示としては以下のとおり。

(1) 計画書の印刷製本

- ①総合計画本編 1,300部
- ②総合計画概要版 13,000部

(2) 以下を含む業務完了報告書(部数未定、データ(CD-ROM1枚))

- ①総合計画本編、概要版
※計画内で使用する各種デザインパーツについて、JPEG形式等でのデータ提出を求める場合がある。
- ②現行総合計画評価報告書
- ③基礎調査分析報告書
- ④市民アンケート調査報告書
- ⑤実施計画テンプレート
- ⑥その他必要書類
会議資料、議事録等書類
業務打ち合わせ記録書類

8 業務成果の帰属等

- ①本業務の実施により生じた著作物(既得されている著作物は除く)に関する著作権は、本市に帰属するものとする。
- ②本業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

9 注意事項

- ①受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。
- ②受託者は、業務の履行にあたって十分な知識と経験を有するものを配置すること。
- ③受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時、平戸市企画課と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。
- ④本仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる事項については、平戸市企画課と協議の上、実施すること。
- ⑤業務の実施中及び業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに平戸市企画課が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ⑥業務に必要な資料で、平戸市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合、業務完了後、速やかに返却すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。